

一般的に言えば、ほとんどの場合において、遺言書が自分の置かれた状況や家族関係をよく頭に入れ、それにふさわしい形で自分の思うように財産を承継させるように遺言をしておくことが、遺産争いを予防し、後に残された者が困らないようにするために必要なことであるといえます。特に下記のような場合には、遺言しておく必要性がとりわけ強く認められます。

1. 遺言しておくことが特に必要な人

- ① 特定の財産を特定の相続人に相続させたい場合（分割協議にまかせればそのとおりにならない可能性がある）
- ② 子がなく、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合（兄弟姉妹には遺留分が認められないので、遺言書とおりに相続させることができ、両者が財産を巡って話合う必要がなくなる）
- ③ 先妻の子と後妻（子がいる場合を含む）がいる場合（互いに疎遠になっていることも珍しくないため、権利の主張だけが行われ、争いに発展する可能性が高いと思われます。）
- ④ 子の中で特別に財産を多く与えたい者がいる、又は財産を与えたくない子がいる場合（相続人に財産の額を平等に与えることが公平とは限りません。遺言者の遺志を明確にしておくことが肝要です。）
- ⑤ 相続人が国外に居住していて、国内に不動産を所有し国内に居住する相続人に相続させたい場合（相続による移転登記がスムーズに行える）
- ⑥ 相続権がない、子の配偶者、孫、又は兄弟姉妹などに財産を与えたい場合（遺言書が残されていないと財産を与えることができません。）
- ⑦ 会社オーナーで後継者へ自社株や会社で使用している不動産等を確実に相続させたい場合
- ⑧ 内縁の妻や認知した子がいる場合（内縁の妻には相続権がないため、一定の財産を与えようとする場合には、遺言書にその旨書いておくようにします。）
- ⑨ 世話になった第三者に財産を渡したい場合（第三者にも相続権はありません。）
- ⑩ 財産を公益事業に寄付したい場合（公益事業もいろんな分野に分かれているため、遺言者が希望する公益事業を行っている先を遺言書で指定しておくようにします。）
- ⑪ 相続人がいない場合（遺言書が残されていたときは、遺言書によって受遺者が財産を取得することができます。）
- ⑫ 銀行借入金等で賃貸住宅等を建築し、賃貸料で借入金の返済をしている場合（遺言書が残されていないと賃貸収入は、遺産分割協議が調うまでの間、相続人の法定相続分によってそれぞれに帰属することになる）

せっかく遺言書を残しても、遺言書の内容が不備であったりすると、それが争いの基になるようでは無意味です。そこで、遺言書を作成する際の留意点も以下に掲げておきます。

2. 争族防止のための遺言書作成のポイント 10か条

遺言書を作成する場合、争いに発展しないよう留意して作成する必要があります。遺産争いに発展しない遺言書の作成のポイントを以下に掲げます。

第一条 特定遺贈により作成し、すべての財産について遺言する。（不動産や金融資産を換金して相続させる場合を除き、複数人に割合で財産を相続させる遺言はできるだけ避ける。）

第二条 分割困難な不動産や支配権に影響する自社株は、相続後に利害が対立することがないように付言事項なども記載した遺言にする。

第三条 未登記や共有の不動産、固定資産税が非課税となっている不動産について遺言書に記載漏れがないように注意する。

第四条 遺言書を書き換える場合には、従前の遺言書を撤回する旨を記載し、あらためてすべての財産について遺言する。

第五条 受遺者が遺言の効力発生前に死亡したときに備えて、その財産を次に誰に遺言するかを記載しておく（予備的遺言）。

第六条 遺言執行者を定めておき、預金や金融商品の解約権限や解約金の受領権限、貸金庫の開扉権限などを付与しておく。

第七条 推定相続人に対して遺言する場合には「相続させる」、相続人以外の者に遺言する場合には「遺贈する」と記載する。

第八条 「財産」に関する遺言だけでなく、「祭祀の承継者」、「お墓や祖先の供養」並びに「父母の扶養介護」についても記載する。

第九条 安全確実な公正証書遺言の作成を選択する。

第十条 遺留分に配慮した遺言書の作成を行う。